

傍聴に当たっての留意事項

1 傍聴者が守るべき事項

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 上記のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはいけません。

3 携帯電話の使用の禁止

傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはいけません。
(電源を切るか、マナーモードにしてください。)

4 会議資料の閲覧

会議の資料は閲覧資料です。会議終了後に回収します。
なお、資料が必要な方は、事務局に申し出てください。